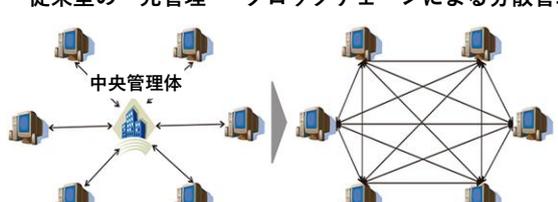


今回のテーマ：「デジタル財産の税務上の取扱い」

近年、ブロックチェーン技術^(*)の発達によりデジタル財産の価値と市場が急激に拡大し続けています。これに伴い国税庁は、デジタル財産に関して税務上の取扱いの見解を徐々に示してきました。今回、FT（代替性トークン）とNFT（非代替性トークン）を用いた取引を行った場合の税務上の取扱いについて解説します。

(*) 情報通信ネットワーク上にある端末同士を直接接続して、取引記録を暗号技術を用いて分散的に処理・記録するデータベースの一種であり、「ビットコイン」等の仮想通貨に用いられている基盤技術（出所：総務省 情報通信白書）

従来型の一元管理 ブロックチェーンによる分散管理



1. FTとNFTについて

FTとは、ブロックチェーン上で代替可能なトークンのことを言います。ビットコイン等の仮想通貨がこれに該当します。

NFTとは、ブロックチェーン上で代替不可能なトークンのことを言います。デジタルアートやその所有権を証明するもの、ゲーム内での一定の権利やアイテム等がこれに該当します。

2. FTやNFTを取得した場合の取扱い

FTやNFTを取得した場合には、取得の内容により以下のように所得区分がされます。ただし、FTやNFTを仮想通貨等の財産的価値の有する資産と交換ができない場合には課税の対象にはなりません。

内容	所得区分
役務の提供（マイニング等）の対価として取得	事業所得、給与所得または雑所得
臨時・偶発的に取得	一時所得
上記以外の場合	雑所得

3. FTやNFTを譲渡した場合の取扱い

FTやNFTを譲渡した場合には、その所得が譲渡したFTやNFTの値上がり益と認められるかどうかにより、以下のように所得区分がされます。

内容	所得区分
所得がFTやNFTの値上がり益に該当	譲渡所得
所得が上記に該当しない	雑所得（規模等によっては事業所得）